

平塚市福社会館等に設置する監視カメラの管理運用基準

1 目的

この基準は、平塚市福社会館等の来場者の安全な利用環境の確保、秩序の維持及び管理運営業務の効率化を図るため、各施設に設置する監視カメラに関し必要な事項を定める。

2 監視カメラの設置場所、台数及び撮影範囲

- (1) 監視カメラの設置場所は福社会館、南部福社会館、西部福社会館、余熱利用施設及び栗原ホームとし、設置台数は必要最低限とする。
- (2) 監視カメラの撮影範囲は、メインエントランス、ロビー、金銭取扱場所、駐車場その他管理運営上で指定管理者が設置を必要とし、平塚市が認めた範囲とする。
- (3) 行政財産目的外利用の承認をしている居室等においては、この基準の対象外とする。

3 監視カメラの設置方法、費用負担及び仕様

- (1) 監視カメラは、原則、指定管理者が指定管理料により購入又はリースし、設置するものとする。ただし、各施設に既に設置されている監視カメラは、平塚市が無償で指定管理者に貸与するものとする。
- (2) 監視カメラの維持管理費用は、指定管理料をもって充てる。
- (3) 監視カメラ及び記録媒体は、設置目的を遂げるために必要な最低限の仕様とする。

4 監視カメラの管理責任者の指定等

- (1) 監視カメラの管理運用を適切に行うため、各施設に監視カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- (2) 管理責任者は、指定管理者のうち各施設の館長をもって充てる。
- (3) 管理責任者は、次に掲げる責務を有する。
 - ア 画像により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
 - イ 監視カメラの管理に従事する者が、画像により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講ずること。
 - ウ その他画像の適切な取扱いに努めること。
- (4) 管理責任者を補佐するために、各施設に監視カメラの管理取扱者を置くことができる。

5 画像の管理

管理責任者は、画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 画像の保管方法

ア 画像を記録した媒体は、録画装置のパスワード等により保護する。

イ 原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。

(2) 画像の保管期間

画像の保管期間は、撮影した日から15日以上とする。

(3) 画像の消去方法

画像の消去は、データの上書きにより自動的に行うものとする。なお、画像を記録した媒体を廃棄する場合は、平塚市の許可を得た上で、破碎し、廃棄するものとする。

6 画像の利用及び提供の制限

(1) 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像を目的以外に利用し、又は他者に提供してはならない。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査を目的として請求を受けた場合

ウ 平塚市又は指定管理者が、市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認める場合

(2) (1)に基づき、画像を他者に提供する場合には、平塚市の許可を得た上で、指定管理者が提供するものとする。

7 設置表示

管理責任者は、通行者等が見やすい場所に監視カメラを設置している旨を表示するものとする。

8 苦情処理

管理責任者は、苦情又は問い合わせに対して誠実かつ迅速に対応するものとする。

9 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、平塚市福祉総務課及び管理責任者が協議の上で定めるものとする。

附 則

この基準は、平成29年9月1日から適用する。